

1 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料（法第5条第1項から第7項）（※1）

区分		認定申請手数料（棟単位・円）	
		「確認書等（※2）」を添付して申請する場合	本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅		8,000 円	48,000 円
共同住宅等 （※3）	～ 5 戸	15,000 円	115,000 円
	6 戸 ～ 10 戸	26,000 円	184,000 円
	11 戸 ～ 25 戸	41,000 円	364,000 円
	26 戸 ～ 50 戸	72,000 円	652,000 円
	51 戸 ～ 100 戸	117,000 円	1,120,000 円
	101 戸 ～ 200 戸	196,000 円	2,074,000 円
	201 戸 ～ 300 戸	244,000 円	2,963,000 円
301 戸 ～		268,000 円	3,630,000 円

(2) 認定申請に併せて、確認の申し出（※4）をする場合	
認定申請手数料	上記（1）で算出した額 + 確認申請手数料の額（加算）

2 長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料（法第8条第1項）

区分		変更認定申請手数料（棟単位・円）	
		「確認書等（※2）」を添付して申請する場合	本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅		4,000 円	24,000 円
共同住宅等 （※3）	～ 5 戸	7,500 円	57,500 円
	6 戸 ～ 10 戸	13,000 円	92,000 円
	11 戸 ～ 25 戸	20,500 円	182,000 円
	26 戸 ～ 50 戸	36,000 円	326,000 円
	51 戸 ～ 100 戸	58,500 円	560,000 円
	101 戸 ～ 200 戸	98,000 円	1,037,000 円
	201 戸 ～ 300 戸	122,000 円	1,481,500 円
301 戸 ～		134,000 円	1,815,000 円

(2) 変更認定申請に併せて、確認の申し出をする場合	
変更認定申請手数料	上記（1）で算出した額 + 計画変更手数料の額（加算）

3 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料（法第9条第1項）	
変更認定申請手数料	1,700円

4 区分所有住宅の管理者等を選任した場合における変更認定申請手数料（法第9条第3項）	
変更認定申請手数料	1,700円

5 地位の承継の承認申請手数料（法第10条第1項）	
承認申請手数料	1,700円

区分		認定申請手数料（棟単位・円）	
		「確認書等（※2）」を添付して申請する場合	本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅		12,000 円	66,000 円
共同住宅等 （※3）	～ 5 戸	23,000 円	157,000 円
	6 戸 ～ 10 戸	40,000 円	252,000 円
	11 戸 ～ 25 戸	62,000 円	498,000 円
	26 戸 ～ 50 戸	108,000 円	894,000 円
	51 戸 ～ 100 戸	176,000 円	1,539,000 円
	101 戸 ～ 200 戸	294,000 円	2,851,000 円
	201 戸 ～ 300 戸	367,000 円	4,081,000 円
301 戸 ～		402,000 円	4,998,000 円

区分		変更認定申請手数料（棟単位・円）	
		「確認書等（※2）」を添付して申請する場合	本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅		6,000 円	33,000 円
共同住宅等 （※3）	～ 5 戸	11,500 円	78,500 円
	6 戸 ～ 10 戸	20,000 円	126,000 円
	11 戸 ～ 25 戸	31,000 円	249,000 円
	26 戸 ～ 50 戸	54,000 円	447,000 円
	51 戸 ～ 100 戸	88,000 円	769,500 円
	101 戸 ～ 200 戸	147,000 円	1,425,500 円
	201 戸 ～ 300 戸	183,500 円	2,040,500 円
301 戸 ～		201,000 円	2,499,000 円

※1 法とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」のことをいう。

※2 「確認書等」とは登録住宅性能評価機関が交付する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しのことをいう。

※3 共同住宅の申請手数料について
区分所有住宅の場合は、住棟単位となるため、申請に係る住戸の総数の区分に応じた手数料となる。
区分所有住宅以外の場合は、住戸単位となるため、棟全体の住戸数の区分の手数料を、同時に申請する戸数で除した手数料となる（100円未満は切り捨て）。

※4 確認の申し出とは、法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関規定に適合するかどうかの審査を申し出ることをいう。